

介護保険

要介護（要支援）認定を受けている方の税控除について

○ 障害者控除

納税者本人または扶養親族の方が所得税法および地方税法上の障がい者に該当する場合は、一定額の所得控除を受けることができます。

65歳以上で要介護（要支援）認定を受けている方は、障害者手帳などが交付されていなくても障がい者と同程度であると福祉事務所長が認定する場合は、障害者控除の対象となります。

この場合「障害者控除対象者認定証」が必要になりますので、認定証が必要な方は次へ申請して事前にご用意ください。

【申請対象者】

65歳以上で、介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方
（主治医意見書で心身の状態を確認します。）

※認定された方には認定証を、該当しなかった方には非該当通知書を申請日の翌日以降に交付します。

※平成22年以降に認定証を交付された方は、本年以降も有効に使用できますので申請の必要がありません。ただし、心身の状態が変わった場合は再申請の必要があります。詳しくは担当までお問い合わせください。

○ おむつ代の医療費控除

納税者本人または生計をひとつにする方のために医療費を支払った場合は、一定額の所得控除を受けることができます。

寝たきりの方が使用するおむつ代は医療費控除の対象となりますが、確定申告の際に「おむつ代の領収書」と医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要になります。

なお、要介護（要支援）認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である方は、「おむつ使用証明書」に代わって市が交付する「おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書内容確認書」で、控除を受けることができます。確認書が必要な方は申請して事前にご用意ください。

【申請対象者】

要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である方
（主治医意見書で身体の状態・おむつ使用の必要性を確認します。）

※おむつ使用の必要性が確認できた方には、確認書を交付します。

※昨年以前に確認書を発行した方でも、本年の申告用に改めて確認書が必要となります。詳しくは担当までお問い合わせください。

○ 申請について

申請場所	高齢福祉課または各支所福祉課
必要なもの	対象者の印鑑
申請期限	12月28日（金）

※期限後も申請を受け付けますが、確定申告に間に合わない恐れがありますのでご注意ください。

【問い合わせ】

○書類交付に関すること：高齢福祉課（内線171）、笠間支所福祉課（内線72133）
岩間支所福祉課（内線73172）

○税の控除に関すること：税務課（内線113）

楽腰館 東平 鍼灸接骨院

交通事故、労災 各種保険取扱い

無料送迎実施中

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前9:00～12:30	○	○	○	/	○	○	○
午後2:30～ 8:30	○	○	○	/	○	○	○

休診日/木曜日

土・日診療中

〒309-1705 茨城県笠間市東平2-12-8

TEL 0296-77-9939

FAX 0296-77-9809